

無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程

1999年4月1日制定

2013年4月1日改正

本規程は、無線海岸局への船舶局加入について定めるもので、（公財）日本セーリング連盟（以下 JSAF に略）外洋安全委員会が主管する。

第1条（目的）

本規程は、JSAF が設置する無線海岸局（以下 JSAF 海岸局という）を通信の相手方として交信を行う船舶局に関する規程である。

第2条（加入条件・加入申請）

1 JSAF 海岸局へ加入にあたっては以下のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) JSAF に艇登録済みの船舶であること。
- (2) JSAF 海岸局に加入を希望する船舶で、主管委員会が加入を承認した船舶。

2 JSAF 海岸局への加入手続きは以下の通りとする。

- (1) 別途定める「無線海岸局（JSAF 海岸局）加入要領」に基づいた手続きを行い、JSAF 海岸局加入証明書の交付を受けること。
- (2) JSAF 海岸局への加入手続きそのものは、無線局免許申請書に前項の JSAF 海岸局加入証明書を添えて該当する総合通信局へ申請し、当該船舶局免許状が交付されて完了する。
- (3) JSAF 海岸局へ加入した船舶局は、船舶局開局後に総務省から交付される船舶局免許状の写しを主管委員会に提出しなければならない。

第3条（変更・継続・抹消）

1 JSAF 海岸局へ加入申請内容から変更があった場合は以下の通りとする。

- (1) 所有者または艇名以外の変更があった場合は、所定の書面に必要事項を記入の上、速やかに主管委員会に提出すること。

2 以下に該当する場合は、JSAF 海岸局への加入は抹消される。いずれの場合も所定の書面に必要事項を記入の上、速やかに主管委員会に提出すること。

- (1) 所有者または艇名の変更があった場合。
- (2) 第2条1項の加入条件から外れた場合。
- (3) 加入済みの船舶局から抹消届けが提出された場合。

3 JSAF 海岸局加入証明書の有効期限を超えて船舶局の加入を継続する場合は、改めて第2条に基づく手続きを行うものとする。

第4条（船舶局の運用）

1 船舶局の運用においては、電波法および関連する諸法令に基づいた適正な運用を行うこと。

- (1) 法令違反の運用を行ったと認められた場合、JSAF 海岸局加入の継続を承認しないなどの措置を行う場合がある。

第5条（加入費用）

1 JSAF 海岸局への加入費用は、別途定める「無線海岸局加入要領」の通りとする。

第6条（附則）

1 本規程は1999年4月1日より施行される。

2 本規程の条項について改正することが相当と認められるに至った場合、主管委員会は当該条項の改正案を発議することができる。

3 本規程の改正

- (1) JSAF 理事会の承認の後、2013年4月1日より施行する。